

郡山市結核児童療育給付要綱

平成9年3月28日制定
令和6年4月1日一部改正
〔保健福祉部保健所保健・感染症課〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、療育の給付に関し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）の定めによるほか、郡山市児童福祉法施行細則（平成9年郡山市規則第32号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、必要な事項を定める。

（給付の対象）

第2条 療育の給付の対象は、市内に住所を有する法第20条第1項に規定する結核児童であり、児童が入院した場合に限って行うものとし、通院治療の給付は行われない。

（医療の実施機関及び給付の範囲）

第3条 医療に係る療育の給付（以下「医療給付」という。）は、法第20条第4項に規定する市長が指定する病院（以下「指定療育機関」という。）に委託して行うものとする。

2 医療給付の範囲は次の各号に掲げるものとし、現物給付を原則とする。

- （1）診察
- （2）薬剤又は治療材料の支給
- （3）医学的処置、手術及びその他の治療
- （4）病院又は診察所への入院及びその治療に伴う世話、その他の看護
- （5）移送

3 医療給付は、原則として結核の治療に限られるが、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発している場合は、この治療も給付の対象とするが、特に骨関節結核児童で症状が固定し身体に機能障害が残ったため、長期の機能訓練、職能訓練を必要と認めた場合には、症状に応じて肢体不自由児施設入所等の措置をとるものとする。

4 同条の第1項に規定する指定療育機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によること。

5 学習に必要な物品（以下「学習用品」という。）の給付の範囲は、直接学校で使用される教科書、ノート等通常の学習用品のほか、これに伴う予習、復習に必要なものも含まれるものとする。

6 療養生活に必要な物品（以下「日用品」という。）の給付の範囲は、児童の生活指導に必要な月刊雑誌、子供新聞、教養図書、手工（

芸）材料、玩具等のほか、必要に応じて身の回り品、下着等を含むものとする。

（指定医療機関）

第4条 療育の給付は、児童を指定療育機関に入院させて行うが、指定療育機関としては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条に規定する結核の専門的治療を行い得ることはもちろん、小児科専門の結核病棟又は病室を有し、児童の生活上の指導を行い、かつ入院した児童が義務教育を受けられるように養護学校若しくは特殊学校が病棟若しくは病室に近接する場所に設置され、又は教育の派遣が行われている病院が指定されるものとする。

（医療と教育の関係）

第5条 市長は、指定医療機関と教育機関が相互に密接な連絡を保ち医療及び教育を行うよう指導するものとする。

（給付の申請）

第6条 療育の給付の申請は、当該児童の親権を行う者又は後見人は規則第2条の規定による申請をするものとし、世帯階層を判別するに足る市町村民税課証明書、源泉徴収票等を添付するものとする。

（給付の決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、給付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により給付を行うことを決定したときは、省令第10条第2項の療育券を申請者に交付し、かつ当該医療機関にその旨を通知することとし、給付を行わないことを決定したときは、療育医療給付（継続）不承認通知書（第1号様式）により、申請者に通知する。

（療育券の取扱い）

第8条 療育券の有効期限は、療育の給付の終了期限とするが、年度をまたがる場合には、その療育券を交付した年度の最終日とする。

（学用品の支給及び日用品の支給）

第9条 学用品及び日用品の支給は、指定療育機関に併設された養護学校又は特殊学級（教員の派遣されている場合を含む。）長（以下「学校長」という。）又は指定医療機関の医師に委託して現物給付を行う。

2 学習用品及び日用品の購入に要する費用は、各四半期毎に該当児童数分を学校長又は指定医療機関の医師に送付する。

3 学校長又は指定療育機関の医師は、前項の所要額を学習用品日用品購入費請求書（第2号様式）により市長に請求するものとし、現物給付を行った翌月末日までに、学習用品日用品購入精算書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

4 学習用品及び日用品の支給額は、別に定める額とする。

5 学校長は、学習用品の個人別配布台帳を備えて、常に受払状況を明確にしておくものとする。

（医療用装具の給付）

第10条 医療券を交付された児童に療養のための医療用装具を必要と認めた場合は、当該児童の親権者又は後見人は、療育医療用装具支給申請書（第4号様式）療育医療用装具装着についての意見書（第5号様式）及び当該医療用装具の見積書を添えて市長に申請する。

2 医療用装具は現物給付とし、その製作は市長と契約した業者（以下「指定業者」という。）に委託して行うものとする。

3 指定業者は、療育医療用装具給付承認書（第6号様式）により制作するものとし、受託報酬の額は「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」（厚生省告示）に準拠して決定するものとする。

4 指定業者が市長に請求できる受託報酬の額は、前項の基準額より、当該児童が加入している社会保険（被扶養者の場合も含む。）が負担する分を控除した残額とする。

5 医療用装具の現物給付は、指定業者が製作し、市出納員の検収を受けた後、指定療育機関の担当医師の適合検査を受けて児童に交付することを原則とする。

6 やむを得ず市出納員の検収をうけることができない場合は、指定療育機関の出納官吏は出納員の検収を受け、療育は医療用装具納入確認書（第7号様式）をもってこれに代えることができる。

（移送費の支給）

第11条 移送費は、要保護家庭等で移送費を負担できないと認められ、かつ症状が歩行困難又は歩行不適當である場合により、その実費を支給する。

2 当該申請者は、療育医療移送費給付申請書（第8号様式）により市長に申請し、市長は承認した場合は、療育医療移送費給付承認書（第9号様式）により申請者に通知する。

3 移送費の請求は、前項の療育医療移送費給付承認書を添付して市長に請求するものとする。

（医療費の審査及び支払い）

第12条 診療報酬の審査及び支払いに関する事務は、福島県社会保険診療報酬支払基金及び福島県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

（徴収金の額等）

第13条 市長は、療育の給付を行ったときは規則第10条、第11条の規定による徴収額を決定し、規則第10条第3項規定により納入通知書を発行しなければならない。

（結核予防法及び医療保険各法との関連事項）

第14条 療育の給付を受ける児童が結核予防法（昭和26年法律第96号）による費用負担を受ける者である場合並びに医療保険各法による負担及び給付が行なわれる場合、これらの法律により給付を受けた残りの部分、すなわちその療育の給付に要する費用のうち本人が直接負担する部分について、療育の給付の対象とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

郡保感第 号
年 月 日

様

郡山市長 印

療育医療給付（継続）不承認通知書

年 月 日付けで申請（協議）がありましたこのことについて、下記の理由により不承認とします。

記

理 由

第2号様式(第9条関係)

学習用品日用品購入費請求書

金 _____ 円

月から

給付期間 年度第 四半期

月まで

療育券番号	児 童 名	給 付 単 価	給 付 額

上記のとおり請求します。

年 月 日

郡 山 市 長

学 校 長

指定医療機関の長

第3号様式(第9条関係)

学習用品日用品購入費精算書

金 _____ 円

但し、 _____ 年 _____ 月より _____ 年 _____ 月分まで

内 訳

児 童 名	学 年	品 名	個 数	単 価	金 額

上記のとおり生産します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

郡 山 市 長

学 校 長

指定医療機関の長

第4号様式(第 10 条関係)

療育医療用装具支給申請書

ふりがな			男・女	生年月日	年 月 日				
本人氏名									
扶養義務者	氏名		本人との続柄		職業				
	氏名	郡山市			電話	()			
被保険者証等の記号及び番号	記 号	番 号	保険者番号						
			保険者名						
療育券番号	第 号		交付年月日	年 月 日					
上記のとおり、療育医療用装具の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 本人との続柄 郡 山 市 長									

備考 装具装着についての意見書、指定業者の見積書を添付すること。

療育医療用装具装着についての意見書

装着者氏名		男・女	生年月日	年	月	日
病 名						
現在の状況						
総務の名称						
装 具 の 略 図 又 は 具 体 的 内 容 (処 方)						
医師の意見						
上記のとおり医療のため装具着用の必要を認める。 年 月 日 住 所 指定医療機関 名 称 担当医師						

第6号様式(第 10 条関係)

療育医療用装具給付承認書

交 付 番 号				交付年月日		年 月 日	
療育券番号		第 号		交付年月日		年 月 日	
本人氏名				生 年 月 日		年 月 日	
扶養義務者	氏 名		本人との続柄		職 業		
	住 所	郡山市					
装具の名称							
処 方							
費 用 額		費用区分	保険負担		円	装具受領時に委託業者に支払うこと。	
			自己負担		円		
			公費負担		円		
委託する業者				所在地			
上記のとおり療育医療用装具の給付を承認します。 年 月 日 様 郡山市長 印							
この券の有効期限		年 月 日まで		指定療育機関名			
検 収 年 月 日		年 月 日		検査者氏名			
適 合 検 査 年 月 日		年 月 日		検査医師氏名			
受 領 年 月 日		年 月 日		受領者氏名			

療育医療用装具納入確認書

装具給付承認番号		第 号	交付年月日	年 月 日
療 育 券 番 号		第 号	交付年月日	年 月 日
本 人	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	病 名			
装 具 の 名 称				
装 具 を 納 入 し た 業 者			住 所	
納 入 年 月 日		年 月 日	納 入 場 所	
療育担当医師の適合検査を受け、上記の療育医療用装具を受療者に装着したことを確認する。 年 月 日 住 所 指定医療機関 名 称 確認者職氏名 郡 山 市 長				

備 考 確認者は、指定療育機関の出納官吏又は出納員であること。

療育医療移送費給付申請書

療育券番号		第 号		交付年月日		年 月 日	
本人氏名				生年月日		年 月 日	
扶養義務者	氏 名			本人との続柄		職業	
	氏 名	郡山市					
移送区間		乗 車 地	乗 車 地	乗 車 地	移送方法		
本人氏名		円					
本人氏名							
上記のとおり、療育医療移送費の給付を受けたいので、申請いたします。 年 月 日 住所 申請者氏名 本人との続柄 郡山市長							

療育医療移送費給付承認書

受療者氏名		療育券番号	第	号		
扶養義務者氏名		住所	郡山市			
移送区間	から				まで	
移送方法						
移送年月日	年				月	日
移送の費用	円		移送費受給者	1 本人のみ 2 本人及び付添人		
備考						
上記のとおり、移送費を支給します。 年 月 日 郡山市長 申請者 様 印						